

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

### 原告主張の要旨

平成30年10月10日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古川元晴



同

古川史高



同

伊豆隆義



同

川原奈緒子



同

工藤杏平



同

新森圭



同

古郡賢大



平成27年(ワ)第13562号  
福島被ばく損害賠償請求事件

# 【原告の主張の整理】

## 第12回口頭弁論

東京地方裁判所103号法廷

平成30年10月10日

原 告 井戸川克隆



双葉町図書館前

## (はじめに) ●・本整理の概要

本整理は、原告の第1回口頭弁論期日における意見陳述と第10回口頭弁論期日までにおける主張の要点を、意見陳述書及び原告第8準備書面乃至第14準備書面に基づき、次の項目毎ごとに、整理したものである。

第1 原告の意見陳述（意見陳述書）

第2 被告東電の損害賠償責任の根拠法について（原告第8準備書面）

第3 被告国の原子炉に関する使用停止等の規制権限について（原告第9準備書面）

第4 被ばくリスクの許容値について（原告第10準備書面）

第5 被告らの推進本部予測による予見義務及び予見可能性について（原告第11準備書面）

- 第6 被告らに課されていた根幹的な責務と被告国の規制権限不行使の違法性について  
(原告第12準備書面)
- 第7 被告らの耐震設計審査指針改定後ににおける津波に対する安全性確認についての不作為責任について  
(原告第13準備書面(その1))
- 第8 地元自治体の觀点から見た被告らの不作為の重大な違法性、背信性について  
(原告第13準備書面(その2)第5章)  
上記5～8についての総括・・被告らが長期評価予測を「想定外」とした根源的、構造的要因(真の原因)について  
(原告第13準備書面(2)第6章)
- 第9 被告らの推進本部予測に対応した回避措置義務及び回避可能性について  
(原告第14準備書面)

# 第1 原告の意見陳述（意見陳述書）・裁判に至った経緯と裁判所へのお願い

## 1 裁判に至った経緯

①今回の原子力災害は、原告が地元自治体である双葉町長在住中に、被告らによつて嘘をつかれ、重要情報を探し隠蔽された結果として起こされた「人災」である（註）。

②原告は、故郷を愛し、井戸川家を大切にするとともに、双葉町長としすべての町民が夢と希望を持つて生活で生きるようになり、自己犠牲を払ってきたつもりだが、本件事故によりすべてを失った。

③然るに、被告らは何ら責任を取ろうとしていない。そのため、原告は、被告らに被害の完全な回復を求めて、裁判を起こすに至った。

## 2 裁判所へのお願ひ

- ①本来、被告国が事故原因の究明を正しく行い、責任の所在を明らかにし、深刻な被害実態を正しく把握し、それを明らかにすることによつて、国民の理解を得て、被害者の積極的な救済を進めるべきである。
- ②しかし、その役割を被告国に期待できない以上、本訴訟において、司法が積極的な役割を果たし、司法の力によつて正義が實現されることを節に願う次第である。

## 第1の（註）・・・「人災」である理由は、次のとおり。

- ①被告らが、「原発は「止める」「冷やす」「閉じ込める」」が完全にできているので「絶対安全」と説明しているながら、当然に対応すべき地震、津波等の重要情報と、地元自治体と締結していた安全確保協定に違反して隠蔽し続けて事故防止対策を怠り、その結果として起こされた事故だからである。
- ②また、被告らは、事故発生後ににおいては、出すべき避難指示を出さず、伝えるべきイベント情報も伝えないままベントを実施し、その結果として、住民と共に原告も被ばくされるに至った。

## 第2 被告東電の損害賠償責任の根拠法について（原告第8準備書面）

### 1 論論点・・民法709条と原賠法3条1項との関係

### 2 原告の主張

①原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいわゆるものであるにせよ、原発事故に關する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することは憲法14条違反

②被告東電の過失責任は、原賠法3条1項に基づき主張できるが、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できる。

### 第3 被告国の原子炉に関する使用停止等の規制権限について（原告第9準備書面）

- 1 論論点・既設の原子炉（既設炉）が設置許可基準を満たさなかくなつた場合における被告国の規制権限の有無、内容
- 2 原告の主張
  - (1) 炉規法上の規制権限
    - ①経済産業大臣には、設置許可取消等の権限がある（規法26条1項及び33条2項2号）。
    - ②被告国も同意見である。

## (2) 電業法上の規制権限

- ① 経済産業大臣には、使用一時停止命令等の技術基準適合命令権限がある（電業法39条及び40条）。
- ② 被告国は、独自の段階的規制論（炉規法による規制は前段規制、電業法による規制は後段規制）により上記①の権限を否定するが、これは原子炉規制に関する法体系にも伊方原発訴訟の判断にも明らかに反する失当な反論である。

## 第4 被ばくリスクの許容値について（原告第10準備書面）

### 1 論説点

- ①憲法13条に基づく人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」の有無
- ②上記権利の法的許容値が年1ミリシーベルト以下であるか否か

### 2 原告の主張

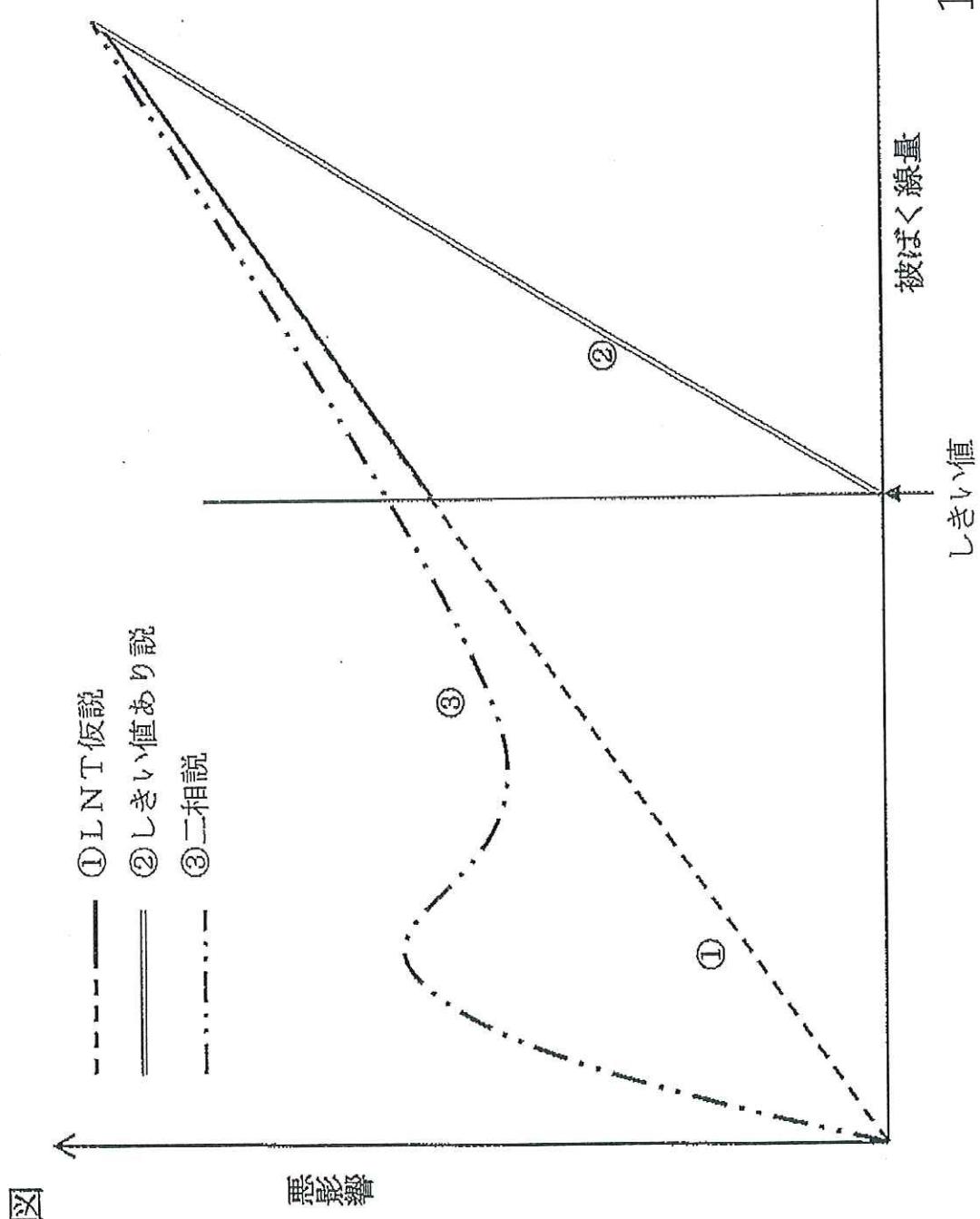
(1) 論説点①について・・原子力災害対策特別措置法（原災法）は「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定しているとおり、原告には、憲法上の権利である人格権として、その生命、身体及び財産を保護するために「被ばくしない（させられない）権利」がある。

(2) 論点②について・・我が国の公衆の被ばく線量の「許容値」については、炉規法に基づく告示により定められた線量限度としての年1ミリシーベルトという数値のみが、法令に根拠がある唯一の許容値としての数値である。

(3) 被告らの反論が失当であることについて

①被告らが主張する「年20ミリシーベルト」という数値は、許容値とは無関係に、原子力災害対策上、政治的、政策的な観点から超法規的に、目安、参考値として定められたものに過ぎない上に、合同対策協議会における地元自治体の合意も得ずに被告国が一方的定めたものであって、無効な数値である。

② 「年20ミリシーベルト」という数値を許容値として位置付けることは、國民主権と基本的人権の尊重を基調とする我が国の憲法下においては明白な憲法違反であり、かつ、低線量被ばくのリスクに關し国際的にも国内的にも確立された科学的な知見にも反するものであるが、法律上の正当性も科学的な合理性も欠如し失当である



被ばく線量の影響  
に関するLNT仮説

## 第5 被告らの推進本部予測に関する予見義務及び予見可能性について（原告第11準備書面）

1 論論点・・下記の土木学会予測についての問題点と、推進本部予測についての予見義務及び本件事故発生の予見可能性①民間の社団法人土木学会が2002年2月に公表したいわゆる「津波評価技術」に基づいて計算し、同年3月頃に得られたいた波高5.7mという予測（以下「土木学会予測」という。）。

②被告国の大震、津波に関する専門機関である推進本部が同年7月に公表したいわゆる「長期評価」に基づいて、被告東電が2008年3月頃に「津波評価技術」を用いて得ていた波高15.7mという予測（以下「推進本部予測」という。）

## 2

### 原告の主張

#### (1) 土木学会予測についての問題点

① 1993年発生の北海道南西沖地震津波による奥尻島の壊滅的な被害を踏まえて関係7省庁が自治体に発出したいわゆる「7省庁手引」が提起した課題を採用せず、單に文献調査等に基づき評価地點に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波のみを評価対象としたものに過ぎなかつた。

② したがつて、一般防災上の観点からも重大な問題があり、いわんや原子力防災上の観点からは不十分な予測であった。

- (2) 推進本部予測についての予見義務及び予見可能性
- ア 同予測は「確立され知見」に当然該当する  
「長期評価」は国の専門機関により異議なく形成された予測  
であったから、被告らが主張する「確立され知見」にも当然  
に該当する予測であった。
- イ 同予測は科学的に十分な合理性を有していた

① プレートテクニクス論が「確立された科学的に合理的な知見」であることに異論のないところであり、かつ、「長期評価」はこの知見に基づく当然の結論として導き出されたものであって、十分な科学的に合理的な根拠があった（註1）。

(3) 推進本部予測についての予見義務及び本件事故発生の予見可能性の発生時期・・・「長期評価」の公表時であることは明らかであった（註2）。

## 第5の（註）

1 被告らの合理性に関する反論及びそれが失当である理由  
ア 「長期評価」と異なる種々の見解が存在していたとの反論  
・・いざれも仮説の域を出ない見解であり、かつ、「長期評価」の審議過程において考慮された上で、異論なく退けられたものであって、「長期評価」の科学的な合理性に影響を及ぼすものでない。

イ 推進本部が評価した信頼度が低いとの反論・・地震発生のデータ数（頻度）に従つて形式的にA～Dにランクづけして決めることとしたものに過ぎず、その科学的な合理性とは関係がない。

ウ 中央防災会議が「長期評価」を採用しなかったことを理由とする反論・・次の理由により失当①中央防災会議の専門調査会は、「長期評価」を採用しなかったが、これは、一般防災対策上の観点からであって、原子力防災上の観点からではなかった。

②しかも、採用の対象とする地震を過去に実際に起きたことがある地震に限定した上、さらに繰り返し起きたことがある地震に限定するという二重の限定を加えたためであった。そして、そのように限定した理由が、科学的な観点よりも、人、時間、金等の効果的、効率的配分といった政治的、行政的配慮を過度に優先させて防災対策を決定したことがその審議状況等から明らかであり、一般防災の観点からも問題があった。

2

発生時期が「長期評価」の公表時であることは、以下のとおり明らかであった。

①被告東電及び被告国には、「長期評価」を採用する場合には、福島第一原発の敷地高10mを超える津波が来襲する疑い（可能性）があることが、十分に予測できる状況にあつたのであるから、「長期評価」公表時において、直ちに本津波計算を実施し、確認すべき義務があった。

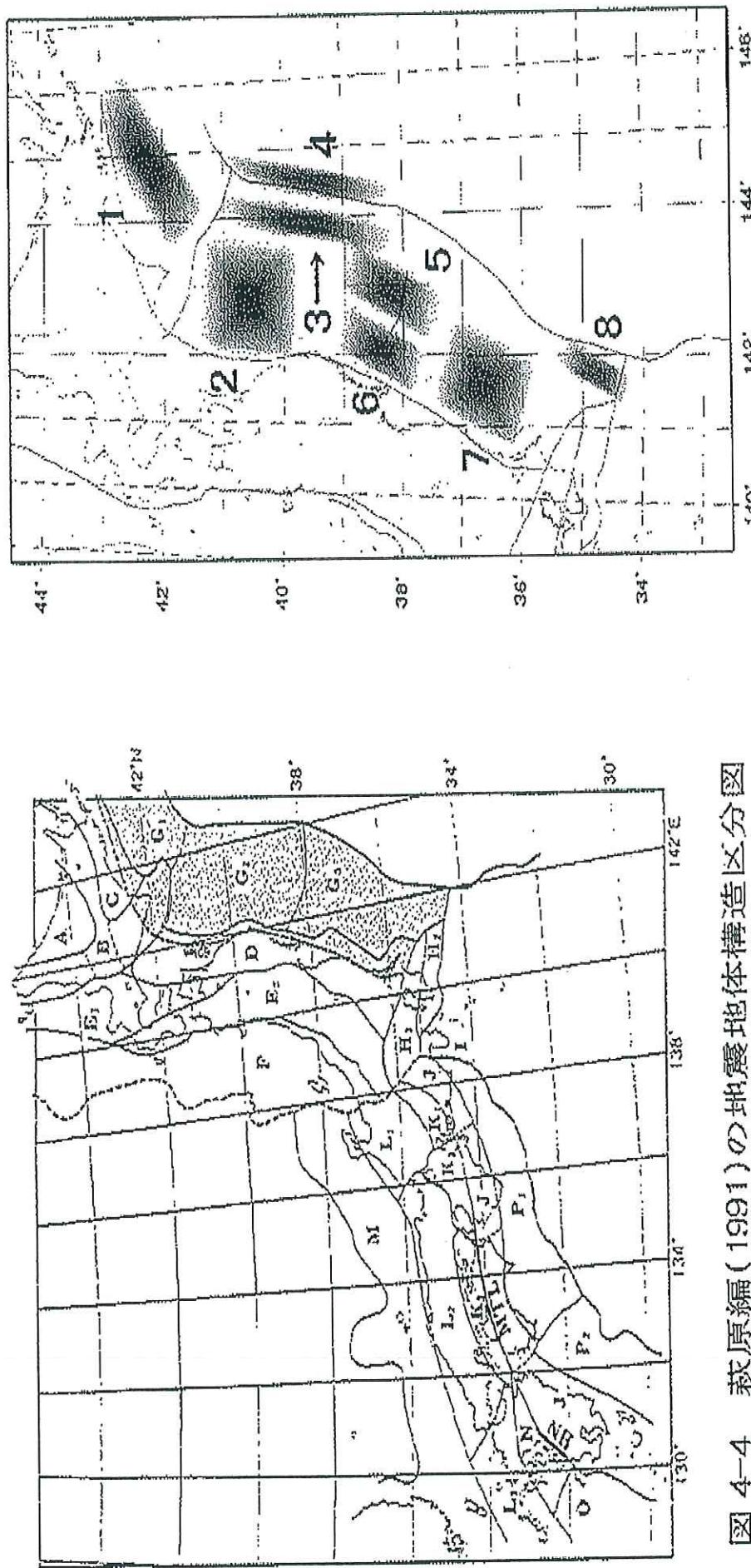
- ②「長期評価」の公表前に既に本津波計算に用いる「津波評価技術」が策定されていたのであるから、本津波計算が、「長期評価」の公表時において直ちに行える状況にあつた。
- ③本津波計算結果によつて、福島第一原発に本件事故時に来週したと同規模の津波が来襲することを具体的に予見することが容易にできた。

土木学会図

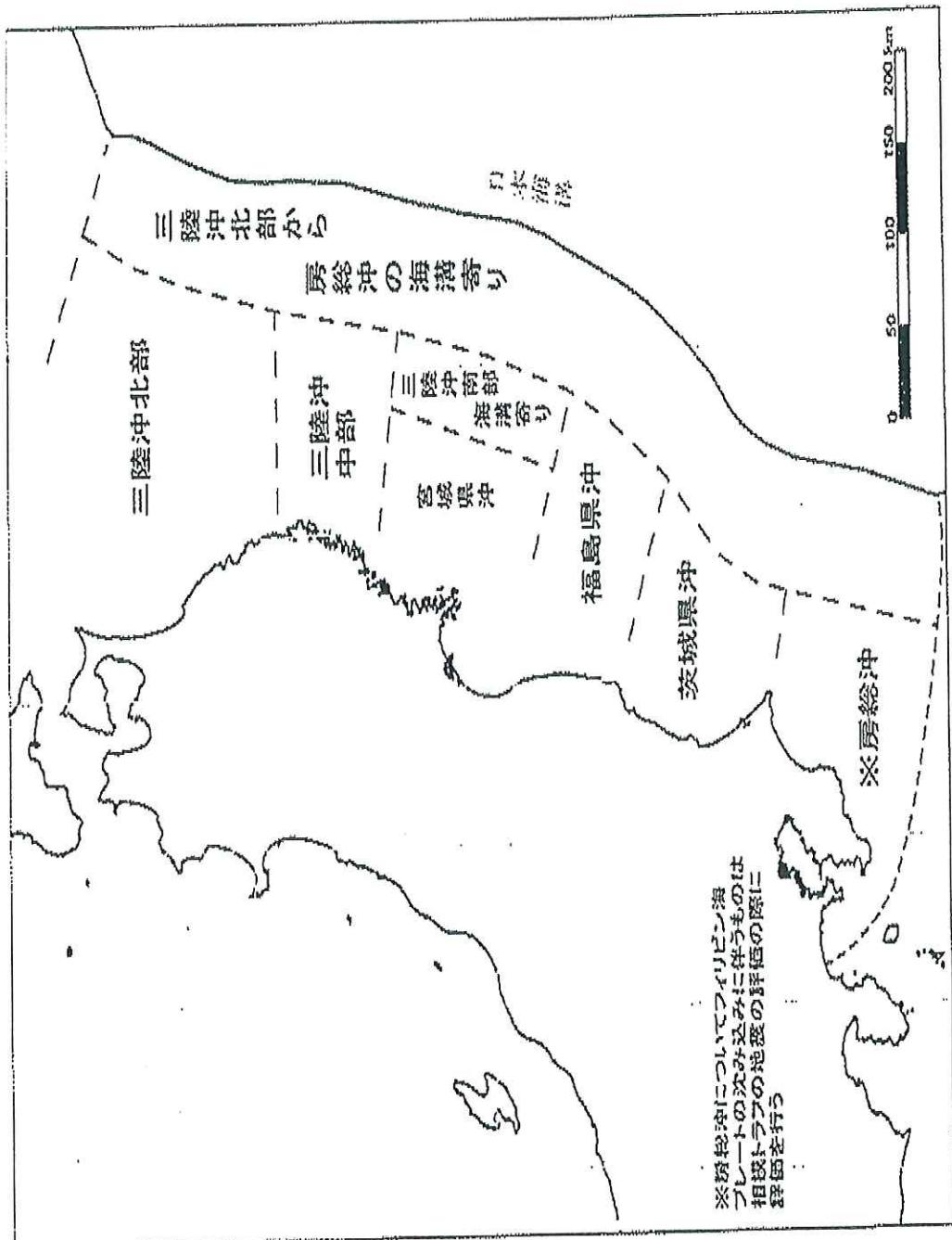
波源設定のための領域区分図

萩原図

図 4-4 萩原編(1991)の地震地体構造区分図



## 推進本部予測図



25  
三陸沖北部から房総沖の評価対象領域 (推進本部予測図)

## 第6 被告らに課されていた根幹的な責務と被告国の規制権限不行使の違法性について（原告第12準備書面）

### 1 論点

- ①被告らに課されていた注意義務は、「普通の注意義務」か高度の注意義務
- ②被告国に課されていた規制機関としての役割は、「二次的・補完的」なものか「主導的・積極的」なものか
- ③上記①②を踏まえた上で、被告国の推進本部予測に対応した規制権限不行使の違法性の判断

## 2 論点①②（注意義務及び役割）についての原告の主張（註1）

(1) 被告らには、次の根幹的な3つの責務が課されていた  
①被告東電ら原発事業者が、「万が一にも事故を起ささないよう  
に万全の措置を講じる」という観点から課されている高度  
の注意義務、特に高度の予見義務を確実に遵守すること  
②また、被告国が、原発事業者が遵守すべき安全基準及びその  
運用指針を上記①の「高度の注意義務」の観点から適切に定  
め、かつ、これに基づいて厳正に規制権限を行使すること

③そのためには、被告国が、原発事業者に対し、主導的、積極的な役割を上記②の観点から適切に果たすこと

(2) 上記「高度の注意義務」の意義  
ア 予見義務・・・「不確実な危険」であっても、その科学的に合理的な根拠が否定されない程度に存在する危険については、予見義務がある。  
イ 回避義務・・・多様かつ高度の回避措置を講じる義務がある。

- 3 論点③（被告国の規制権限不行使の違法性）についての原告の主張・・被告らに上記「根幹的な責務」の観点から推進本部予測について予見義務が認められたのであるから、被告国次の事項についての規制権限不行使の違法性は明らかである。
- ①炉規法上の許可取消等の権限（炉規法26条、33条2項2号）及び電業法上の技術基準適合命令権限（39条、40条）を全く行使しなかったこと。
- ②「最新の科学的知見」に反する原子力安全委員会の「長時間にわたる全交流電源喪失（SBO）は考慮する必要がない」と定めた耐震設計審査指針を、本件事故時まで一貫して放置、容認していたこと。

③推進本部予測に基づいて規制権限を行使すべき明白な機会が  
幾度もあらががら本件事故時まで放置、容認していたこと。  
その顕著な事例が「溢水勉強会」である（註2）。

④耐震設計審査指針は伊方原発訴訟最半判によつて安全規制上根  
幹的な役割を担うものと位置づけられていたのに、その改  
訂後の新指針を適用（バックフィット）せず、単なる新  
指針に基づく安全性の確認（バッケチエック）にとどめる  
という誤った決定をしたこと・・規制機関としての役割の  
放棄、崩壊

## 第6の註

1 原告の主張に沿う裁判例

- ①原告第12準備書面の「第1章 高度の注意義務」中の「（2）「高度の注意義務」を認めた主な判例の概要」掲載の多数の裁判例

- ②原告第12準備書面の「第2章 被告国の主導的、積極的役割と規制権限について」中の「第3」記載の伊方原発訴訟最判（判示1～判示3）

2 平成18（2006）年5月11日の第3会溢水勉強会において、被告東電及びJNESから、福島第一原発に敷地高より1m高い津波来襲した場合にはSBO等により原子炉の冷却機能が失われる旨報告されていたが、何らの規制権限を行使せざる放棄していた。

## 第7 被告らの耐震設計審査指針改定後ににおける津波に対する安全性確認についての不作為責任について（原告第13準備書面（その1））

### 1 論論点

新指針に基づくバッファックにおいて、本件事故時まで、被告東電が津波に対する安全性確認を全く行わなかつた不作為及び被告国がこれを放置、容認していた不作為の違法性

## 2 原告の主張・・被告らの不作為の違法性は、次のとおり明らかである。

①推進本部予測について予見義務が認められたのに、被告東電は地震についての中間報告を実施したのみであり、被告国もこれを容認して津波についての不作為を容認していたのであるから、被告らの上記1の不作為の各違法性は明らかである。

②被告国は、本件事故前には津波のリスクに切迫性はなかつた（切迫性論）とか、一連の地震対策が優先されるべき状況であった（優先順位論）等を理由に上記1の不作為の違法性を否定するが、推進本部予測について予見義務が認められる場合には論理的に成り立ち得ない暴論であり失当である<sup>33</sup>

③東北電力が女川原発に關し津波のバッケージを済ませていたこと及び被告国がこれを評価していたことが、2017（平成29）年7月に原子力規制委員会から開示された文書によつて明らかになっている。津波バッケージ実施の必要性及び優先性・切迫性は福島第一原発の方が明白だったのあるから、被告国の上記②の反論は事実上も成り立ち得ない暴論であり失当である。

## 第8 地元自治体の観点から見た被告らの不作為の重大な違法性、 背信性について（原告第13準備書面（その2）第5章）

1 地元自治体の「原発の安全」確保に関する被告国及び被告東電との「共生関係」の意義と安全確保協定

(1) 「原発との共生」関係の意義

①地元自治体における「原発との共生」関係が、「原発の安全」確保を最優先することを前提としたものであることは、基本法令等の基本的な考え方からして当然のことであり、政府の「エネルギー基本計画」や原子力委員会の「原子力政策大綱」においても明記されていた。

②そして、被告らは、地元自治体に対し、その前提の下に、「原発との共生」を要請し、地元自治体も、被告らとの全面的な信頼関係の下に「原発との共生」を受け入れてきた。

(2) 被告東電との安全確保協定の締結

地元自治体は、「原発の安全」確保に関する上、何らの権限も有していないなかたために、被告東電と安全確保協定を締結し、被告東電に対し、次のような義務を課していた。

- ①関係法令等遵守の義務（安全確保協定1条）
- ②計画等について地元自治体の事前了解を得る義務（安全確保協定2条）

③通報連絡の義務（安全確保協定3条）

2 被告らの地元自治体に対する「嘘、偽り」の「絶対安全」の説明と重要情報の「隠ぺい」の重大な違法性、背信性

(1) 地元自治体を「騙した」ことになること

①被告らは、地元自治体に対し、「高度の注意義務」の観点から被告らに課されていて既述の根幹的な責務を確実に遵守しているので原発は「絶対安全」である旨広報し、説明する等して原発の「絶対安全」を保証していた。

②しかし、実際には、「普通の注意義務」の観点からの既往の地震、津波しか予測を意図的に「想定外」とした上で、地元自治体に対し、推進本部予測等の津波に関する重要な情報を一貫して「隠ぺい」し続けていたのであり、「嘘、偽り」の「絶対安全」であった。

(2) 被告らが地元自治体を騙していたことが本件事故の原因となつたこと

被告らが推進本部予測等に関する情報を地元自治体にに対して適切に開示し説明していれば、津波についての安全性評価を実施しない原発については安全確保協定に基づきその稼働を拒否することができ、本件事故は未然に防止できていた（註）。

## 第8の註・・本件事故を未然に防止できた理由は、次のとおり。

①地元自治体においては、被告らに津波評価の実施を求める、これが拒否されれば、安全確保協定1条の関係法令等の遵守義務違反、あるいは同協定2条の事前了解に係る義務違反等を理由として、原発稼働を拒否する権限を行使することができた。

②被告国においても、プルサーマル導入に伴う特別のバッケージ実施時に保安院内部に存在していた「津波評価は不可避」とする適切な意見を不当に無視し抑圧することが地元自治体の意向を踏まえることによつて回避されて、津波評価が適切になされたこととなつた。

**第9 上記第5～第8についての総括・・・被告らが推進本部予測を  
「想定外」としていた根源的、構造的要因（真の原因）につい  
て（原告第13準備書面（2）第6章）**

被告らが推進本部予測を「想定外」としていた真の原因是、次  
のとおりであった（註）。

- ①規制側も事業者側も、「既設の炉を停止しない」という条件を大前提に、「既設の炉を停止しない」限度でしか「原発の安全」を考えていなかつた。
- ②また、その大前提を正当化するために、「原発は安全がもともと確保されている」という仮装の理屈（ファイクション）を構築して双方の共通の大前提としていた。
- ③地元住民対策、訴訟対策、安全対策工事も、上記①②の大前提を基に考えられてきた。
- ④被告らが、地元自治体に対し、原発の「絶対安全」を装い、騙すこととなつたのも、上記の大前提に基づき、意図的に行つたものであつた。

## 第9の註・・原告の主張に沿う証拠

- a) 国会事故調報告書の指摘事項
- b) 被告東電の社長をトップとする原子力改革特別タスクフォースにおいて、「過酷事故対策が不足した背後要因」として、上記同様の点を点を挙げて反省している。
- c) 被告国も、例えば保安院の耐震安全審査室長（当時）が、耐震安全性バッケチエクの不備の原因として、次の点を挙げている。
  - ①安全性の審査の過程で、原子炉を止めさせまで対策をやらせるということはなかつたというのが、正直な話である。

- ②今考えてみると、耐震バッケージ工事をやらせるべきであった。（略）原子炉を止めなければならぬといふ事態になれば、事業者としても本気になるのだが、耐震バッケージでは原子炉 자체は動かすことができるので、事業者のモチベーションが上がりがつていなかつたといふのが正直なところだと思う。
- ③この点については、事業者だけに責任があるわけではなく、規制側である保安院にも一定の責任があると考えている。

## **第10 被告らの推進本部予測に対応した回避措置義務及び回避可能性について（原告第14準備書面）**

1 論点・・被告らには、推進本部予測に対応した回避措置として、如何なる措置を講じる義務が課されていたか。

## 2 原告の主張

(1) 種々の回避措置の存在・・・本件事故を回避することができる可能性であった措置（回避可能な性のある措置）としては、「原発の停止」措置以外にも次のような種々の措置（代替措置）が存在していた。

- A : 防潮堤（防潮壁）の構築
- B : 建屋の水密化等
- C : 原子炉への注水設備や冷却用の電源設備等の水密化等
- D : 予備の設備を津波の影響が及ばない場所に設置

## (2) 「原子炉の停止」措置義務の発生

- ①推進本部予測について予見義務が認められる場合には、設置許可をしてはならない状態となるのであるから、被告国及び被告東電のいづれについても、直ちに「原子炉の停止」措置を講じる法的な義務が発生し、その後回避可能なある代替措置が講じられた時点で、「原子炉の停止」義務が解除され得る状態になると解すべきであった。
- ②また、被告国には「原子炉の停止」のために必要な種々の規制権限を有していたことは、既述のとおりである。

(3) 簡易かつ短期間に実施可能な代替措置の存在  
2016(平成28)年2月1日付で失敗学会の吉岡律夫等共著による「福島原発における津波対策研究会・最終報告書」と題する論文が公表され、極めて簡易かつ短期間に実施可能な代替措置が存在していることが明確に解明されている。

- (4) 被告国の主張する敷地南北側についてのみ防潮堤を設ける措置は、推進本部予測を前提とした場合には、次のとおり回避措置としては著しく合理性を欠く機上の空論にすぎず失当
- ①被告東電が本件事故前に実際に検討していた防潮堤案と対比した場合の不自然性（註1）
- ②被告国が上記措置の根拠とする文書等には疑問点や不明点が多く存在するために、根拠としては極めて不十分（註2）
- ③加えてこの措置案は、被告東電が本件事故から5年以上も経過した時点で突如作出了した案である上に、安全確保協定上の事前了解も得ていないものであって、正に「机上の空論」案に過ぎない（註3）。

## 第10の註

1 被告東電が本件事故前に実際に検討していたのは、本件原発の南側から北側まで全てを囲む防潮堤を設置する案であり、被告国のわざわざ本件原発の海側正面である東側を除いて南北側だけに防潮堤を設置する案は、この案と対比すると明らかに不自然で安全性に劣るものであった。

2 被告国が、敷地南北側以外の東側（本件原発の海側）に防潮堤を設けないでよいとする反論の根拠としている文書等には、波源を南側にしか置いていないことや津波が防潮堤を回り込む性質を考慮していないこと等疑問点や不明点が多く存在するために、根拠としては極めて不十分なものである。

3 被告国が反論として提示する防潮堤を設置する案を実施しよ  
うとすれば、地元自治体から安全確保協定上の事前了解を得  
る必要があつたが、この案には上述のとおり疑問点や不明点  
が多く存在していた上に、被告東電が本件事故から5年以上  
も経過した時点で突如作出了した案であつて、地元自治体と締  
結していた安全確保協定上の事前了解が得られたとは考え難  
いし、地元自治体抜きでその回避可能性を論じるなどといふ  
ことは、机上、仮想の空論を弄び地元自治体を愚弄するもの  
であるとの誹りを免れない。